

令和6年5月16日

令和6年第2回神奈川県議会定例会

防災警察常任委員会資料

(令和6年5月15日付託分)

警 察 本 部

目 次

ページ

議案（条例その他）

専決処分について承認を求めること 1

損害賠償請求訴訟の判決に対する控訴（専決処分）の概要

(1) 要旨

磯子警察署員が110番通報に基づき視覚障害等を有する原告ら宅を訪問し、事情聴取するなどした一連の行為に係る損害賠償請求訴訟について、令和6年3月21日、横浜地方裁判所において判決言渡しがあり、磯子警察署員の行為は、障害者に対して行うべき職務上の注意義務を尽くしたとはいえ、また、障害者に対する合理的な配慮を欠き違法であると認定された。

判決内容を慎重に検討した結果、本判決は、事実の誤認及び法律判断に誤りがあるものと認められることから控訴したが、この控訴手続について、急施を要し専決処分を行ったので、本会議において承認を求めるものである。

(2) 事案の概要

令和元年10月9日、磯子警察署員は「男の怒鳴り声と女性の声。何かを叩くような音も聞こえる。」との匿名の110番通報により原告ら宅に赴き、原告ら夫婦から事情聴取しようとした。その際、原告の夫は、深夜であることを理由に聴取を拒否したが、磯子警察署員の説得に原告の妻が応じ、玄関先で聴取を受けていたところ、磯子警察署員は、原告の夫からの「中に入って話せ。」との申出に基づき原告らの自宅居室に入った。その後、女性警察官に気付いた原告の夫が「女もいるのか。こっちはパンツだぞ。」などと怒りだしたため、事情聴取を終えた磯子警察署員は、謝罪の上、原告ら宅を退出した。

これに対し、原告らは、磯子警察署員の対応は障害者に対する配慮を欠いた行為であり精神的苦痛を受けたとして、神奈川県に対し、総額220万円の慰謝料を求め、令和2年3月23日、横浜地方裁判所に提訴した。

(3) 第一審（横浜地方裁判所）の概要

ア 提 訴 年 月 日 令和2年3月23日

イ 原 告

ウ 被 告 神奈川県
エ 請 求 額 220万円
オ 判 決 の 概 要

(ア) 判決の言渡し日

令和6年3月21日

(イ) 判決の主文

- a 被告は、原告■■■■■に対し、16万5,000円及びこれに対する令和元年10月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- b 被告は、原告■■■■■に対し、11万円及びこれに対する令和元年10月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- c 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- d 訴訟費用は、原告■■■■■に生じた費用の7分の6と被告に生じた費用の20分の9を原告■■■■■の負担とし、原告■■■■■に生じた費用の10分の9と被告に生じた費用の20分の9を原告■■■■■の負担とし、その余を被告の費用とする。
- d この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。

(4) 控訴年月日

令和6年4月4日 東京高等裁判所に控訴